

## 現地研修「津久見史跡巡り」(四)

吉田勝重

前回、放光山解脱闇寺に残されている「転び切支丹文書」より七名の事例を紹介した。あと二名の事例と「朝日寺領差出状」について紹介する。

寄御奉行凢

三年八月三日

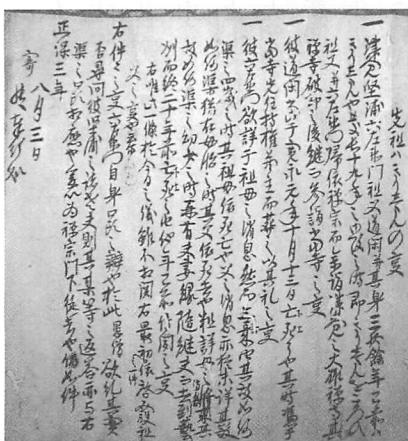
而終二十年前死亡之由 他年已前傳聞之吏  
右唯此一條於今日之儀 雖不相闕右最初之一件依啓  
發祖父之事也云爾

(八) 先祖ハきり志たんの事こと

一津久見堅浦六左衛門祖父道閑并其身三拾餘年已前ハき  
り志たん也 慶長十九年之御改之時 即さり志たんを  
ころひ 祖父并六左衛門帰依禪宗而 參詣津久見之大  
雄禪寺 其禪寺破却之後 繼而參詣當寺之叟

寺先住持權藏主而葬之

一彼六左衛門欲詳于祖母之消息，渠之四歲之時其祖母依死亡也。父之消息亦猶未詳其故，然而無其由來其故如何。



書き下し文

一津久見堅浦六左衛門祖父道閑ならびにその身、三十余年已前は切支丹也。慶長十九年の御改めの時、即切支丹をころひ、祖父ならびに六左衛門禪宗に帰依し、津久見の大雄禪寺に参詣す、大雄禪寺破却の後、繼て当寺に参詣の事。

一彼の道閑、当寛永元年十月十三日死亡（了）する也、その時当寺先の住持權藏主に憑みて之を葬す、其の礼を以ての事。

一彼の六左衛門、祖母の消息を詳らかにせんと欲す、しかし、その来る由無きその故は如何、渠の四歳の時、その祖母死亡に依る也、父の消息猶又詳らかならず、その故は如何、渠猶母胎に在りし時、其の父死去に依るもの也、粗、母の消息詳らかでなし是故如何、渠の幼少の時再び夫有り、妻縁に隨う、継ぎて父去る、藝州に到りて二十年前に死亡の由、他年以前伝聞の事、右、唯この一條、今日の儀において相関わらずと雖も、右最初の一件、祖父の啓発に依る事也と云う、右件々の事、六左衛門自身の口頭の辨也、ここにおいて、愚僧その實否を糺さんと欲し尋問、彼の堅浦の諸老夫、則その某等の返

答、また与に右渠の口頭に相應ず也、ここに以て禪宗門下の徒と為す者也、仍つて件の如し

正保三年 八月三日  
寄 御奉行所

【大意】

津久見の堅浦の六左右衛門と祖父道閑は三十年前はキリシタンだつたが、慶長十九年の改めの時キリシタンを止め禪宗に帰依し大雄禪寺の門徒となつた。のち本寺の門徒となる。祖父道閑は寛永元年に亡くなり、この寺の先の住持權藏主に頼んで弔つた。六左衛門は父母、祖母の消息を明らかにせんとしたが、祖母は四歳の時に亡くなり、父は六左衛門が母の胎内に居たとき亡くなつており、母は六左衛門が小さかつた時再婚、艺州にて二十年前に亡くなつていた。これらの事から六左衛門はキリストンではなくこの寺の門徒である。これは六左衛門から聞いた事である。これらの事について糺そと堅浦の老夫たちに訪ねたが、六左衛門の言つた事と間違いはなかつた。これにより彼が禪宗門徒であるといえる。

正保三年（一六四六）八月三日 御奉行所

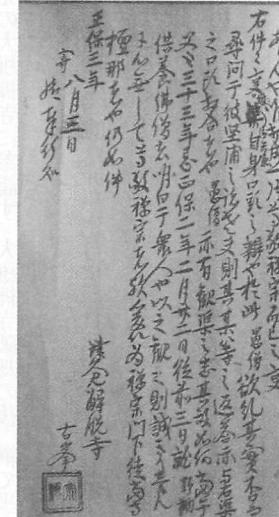
(九) 先祖ハきり志たんの墓

先祖ハきり志たんの墓

ころひ即成一向宗而 参詣于津久見赤川内之西教寺、  
是故當于寛永四年其母死去之時 憑于彼一向宗之坊主  
者而葬之以其札之事

一 彼清兵衛亦慶長十九年之御改之時 即きり志たんをこ  
ろひ、帰依禪宗參詣津久見之大雄禪寺、其禪寺破却之  
後繼而參詣當寺而 爾今無改變 是故當于彼父市右衛  
門廿五年忌而 寽永十四年二月廿二日請于白杵月桂禪  
寺之侍衣僧、并當寺先住持俊藏主而伸供養者也、昔年

猶右件々何況 到今日きり志たんに心あらんや 唯打  
成一片尊敬禪宗而已之事



右件之事 彼清兵衛自身口頭之辨也 於此愚僧欲糺其實  
否而尋問于、彼堅浦之諸老夫 則其某等之返答亦与 右  
渠之口頭相合者也 愚僧亦有觀渠之志其故如何 當于父  
□三十三年忌正保二年二月廿二日從前三日就野納<sup>やのう</sup>衲供養  
佛僧者明白于衆人也 以之觀之則誠きり志たんに心無し  
て 尊敬禪宗者歟 爰以為禪宗門下徒當寺檀那者也  
仍如件

正保三年八月三日

津久見解脱寺 古峰

一 津久見堅浦清兵衛其父市右衛門夫婦并其身 三十餘年  
以前さり志たん也 當于慶長十九年二月廿二日彼父死  
去了也 其時きり志たん法様之葬埋仕之事

一 彼清兵衛其母 慶長十九年之御改之時 きり志たんを

寄 御奉行處

《書き下し文》

一 津久見堅浦清兵衛、その父市右衛門夫婦、ならびにその身、三十余年已前キリシタン也、まさに慶長十九年二月廿二日、彼の父死去するや、その時キリシタン法要の埋葬仕るの事

一 彼清兵衛その母、慶長十九年の御改めの時、キリシタンをころひ、即一向宗となりて、津久見赤川内の西教寺（たの）に参詣、是れ故、寛永四年その母死去の時にあたり憑みてかの一向宗の坊主にてその札を以てこれを葬りし事

一 彼清兵衛また慶長十九年の御改めの時、即キリシタンをころひ禪宗に帰依、津久見の大雄禪寺に参詣、その禪寺破却の後、繼て當寺に参詣し爾今改変無し、是故

彼の父市右衛門廿五回忌に当たりて、寛永十四年二月廿一日、請て旧杵月桂寺の侍社僧、ならびに當寺の先の住持俊藏主にて供養するもの也、昔年猶右の件々何ぞ況んや、今日に到りキリシタンに心あらんや、唯打成す一片の尊敬は禪宗のみの事

右件々の事、彼清兵衛自身口頭に辯也、此において愚僧その寒舌を糺さんと欲して尋問するに、彼堅浦の諸老夫、即その某等の返答また右渠の口答と相合うもの也、愚僧

又渠の志を觀る有り、それ故如何、父之三十三回忌に当たる正保二年二月廿二日、前依り三日に野納（やのう）供養に就く、仏僧は衆人に明白なり、これを以てこれを觀、則誠にキリシタンに心無くして、禪宗を尊敬するもの歟、ここに依り禪宗門下徒と為し、當寺且那の者也、よつて件のごとし

正保三年八月三日 津久見解脱寺 古峰 印  
寄 御奉行所

※ 野納（やのう） 野僧に同じ 僧の謙称。

【大意】

津久見堅浦の清兵衛とその父市右衛門夫婦は、三十余年まえはキリシタンだった。慶長十九年二月に父が亡くなつた時キリシタンの法要で父を弔つた。清兵衛の母は慶弔十九年のキリシタン改めの時に転び、一向宗の門徒になり津久見赤河内の西教寺に参詣し檀家となつた。そのため寛永四年に母が亡くなつた時、一向宗の坊主に憑んで葬礼を行つた。彼清兵衛は、同じく慶弔十九年にキリシタンを転び、津久見の大雄禪寺の門徒となつた。

大雄禪寺破却のあと當寺に参詣し、それ以来今まで変わ

つていい。是故、彼の父の市右衛門の廿五年忌には臼杵

月桂寺の侍衣僧と當寺の先の住持俊藏主により供養し  
た。この事から考へても私、清兵衛にキリシタンの心無く

禪宗一筋に帰依している者である、

右の事は、彼清兵衛から口答で聞いたものである。

是を聞いて愚僧は、その実否を糺そと、堅浦の諸老夫に  
聞いてみたが清兵衛の話と同じであつた。愚僧も彼の志  
を観てゐる。正保二年（一六四五）二月二十二日の三日前  
に父市右衛門の三十三回忌の野納<sup>やのの</sup>供養を行つたことは仏  
僧も衆人もよく知つてゐる。この事からも彼清兵衛はキ  
リシタンではなく禪宗門徒である。當寺の檀家である。よ  
つてくだんの如し

正保三年（一六四六）八月三日 古峰

寄 御奉行所

この文書に出てくる古峰和尚は、下村氏の出で、幼い時  
臼杵の光連寺（真宗）にて仏門に入り、正保二年（一六四  
五）解脱闇寺二世住職に就任八年間務める。後、旧杵藩苦  
提寺月桂禪寺に帰つて五世住職になる。藩主稻葉信通公  
の帰依を請けてゐる。

とある。

臼杵の光連寺（真宗）にて仏門に入り、正保二年（一六四  
五）解脱闇寺二世住職に就任八年間務める。後、旧杵藩苦  
提寺月桂禪寺に帰つて五世住職になる。藩主稻葉信通公  
の帰依を請けてゐる。

山口玄蕃頭殿

文禄貳年閏九月十五日 德芳（花押）

### 《朝日寺差出之事》

この文書は、文禄二年閏九月十五日に徳芳という僧が  
検地を実施した山口玄蕃頭に出した差出文書である。

文面には

海部郡津久見村

朝日寺差出之事

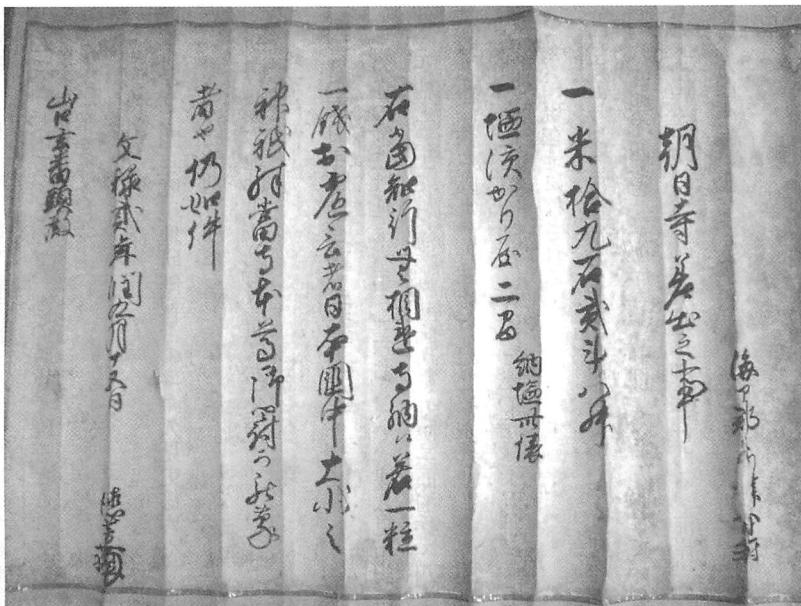
一 米 拾九石貳斗八升

一 塩濱かり屋 二間 納塩舟俵

右當知行無相違寺納候 若一粒一  
錢於虛言者 日本國中大小之神祇

殊當寺本尊開山御罰可被蒙

者也 仍如件



書き下し文

海部郡津久見村

朝日奇書卷之三

朝日寺差出の事

一、米拾九石貳斗八升

三十

右當知行 相違無く寺納候 若し一粒一錢虚言においては、日本國中大小の神祇、殊當寺本尊の御罰蒙らるべきもの也、よつて件のごとし

一米拾九石  
一酒液廿五石

紙  
檻  
圖

文祿貳年閏九月十五日  
山口玄蕃頭殿  
德芳  
(花押)

大意

海部郡津久見村の朝日寺に対し、文禄二年（一五九四）九月十五日付けで、知行として米十九石二斗八升、塩浜の二間の仮屋、納塩三十俵をを差しだしている。

文獻武庫圖

卷之三

山東通志

朝日寺は文禄貳年に知行として差出されているが、元

この知行は間違いなく寺に納めるものである。もし一粒一錢虚言を行い偽りを行うものは、日本国中大小の神々や當寺（朝日寺）御本尊の罰を蒙るであろう。

文元年（一七三六）には、解脱闍寺が朝日寺跡地を新地畠として願い出でているので、この時点では廃寺となつていて事がわかる。（津久見市史）

平成二十四年度現地研修報告の「津久見史跡めぐり」も、最後の訪問地を迎える事になった。

訪問最後の地は津久見市堅浦にある海岸寺である。

#### （四）興雲山海岸寺（真言宗醍醐派）

この寺の創立は延宝六年（一六七八）で、津久見市史には「元禄十三年三月、海添村薬師坊延寿院ニ而清兵工四十歳ニ而修驗ニ成ル、善性坊ト名附」とある。この善性坊が堅浦の中道に善性院という寺を建て元禄十五年（一七〇二）に現在地に移される。

元禄十五年以後は住僧の名を寺号にしていた。弘化年間（一八四四～四七）に海岸寺と改称したといわれているが、弘化二年の記録には「堅浦寂光院」とある。海岸寺の文字が由来記に出てくるのは、嘉永四年（一八五一）である。



真言宗醍醐派 興雲山海岸寺

本寺は白杵藩の祈祷寺の一つで、當院由来記には  
天明六年（一七八六）旧杵藩主稻葉公御母公慶保院  
参詣。

天明八年（一七八八）稻葉能登守越智弘通公御参詣  
寛政元年（一七八九）稻葉伊豫守様始め御母堂御内所  
御参詣。

天明六年（一七八六）白杵藩祈願寺仰付らる。

天明八年（一七八八）白杵藩祈願寺仰付らる。

寛政元年（一七八九）白杵藩祈願寺仰付らる。

寛政三年（一七九二）白杵藩祈願寺仰付らる。

寛政四年（一七九三）白杵藩祈願寺仰付らる。

寛政五年（一七九三）白杵藩祈願寺仰付らる。

文化元年（一八〇四）白杵藩祈願寺仰付らる。

文化二年（一八〇五）白杵藩祈願寺仰付らる。

弘化二年（一八四五）白杵藩祈願寺仰付らる。

とある。

境内には四国八十八カ所靈場や天保十年（一八三九）高橋團内（龍原寺三重塔を建築）の手による護摩堂（金堂・旧本堂）がある。



高橋團内作 金堂（日本堂・現在は護摩堂）

又、文化七年（一八一〇）二月、海岸寺に伊能忠敬一行が来たという記録もあり石柱が立つてある。



石柱の高さ二メートル余で、表面に「伊能勘解由忠敬測量」と書かれてある。

伊能忠敬測量日記には二月廿五日の項に「朝晴天、先手

六ツ頃、後手六ツ前、松崎村出立、後手、我ら、永井・築田・上田・平助・松崎村支配長目村字久保浦より初め、同字釜戸家十二軒・同字広浦山上に家五軒、山下に家二軒、同支配堅浦村枝浦代（小湊深十一尋）同枝内名浦、家數十二軒・堅浦本村、中食当山派修驗興雲山寂光院、それより松崎村支配德浦村舟掛・同字船着（石灰焼一軒）・松崎村支配警固屋村字草崎まで測る、久保浦より二里二十

四丁一十〇間二尺……」とある。

この文中にある「当山派修驗興雲山寂光院」が即ち海岸寺である。伊能忠敬一行がこの地で昼食を取つたとあり、由来記にも「二月天下役人測量方御上より御昼。伊能勘解由、坂部貞之丞、下河邊政五郎、青木勝次郎、永井要助、内弟子四人、梁田榮藏、上田文助、箱田良助……侍四人、成田豊作、黒木藤吉……、家来五人……しめて十八人。御祝儀の為、寺社御役所より銀一両下さる……」とある。

この海岸寺には、この他に宝篋印塔（弁指一族の片田道閑の墓）や五輪塔、庚申塔が残されている。片田道閑の墓と呼ばれる宝篋印塔は、お堂の中にあり、高さが一四〇センチメートル余である。有形文化財である。

※弁指＝網漁業の総指揮者 漁業部落の区長（役人）

※高橋団内＝旧杵藩の名工 畿内の名塔を巡拝して塔のあり方を学ぶ。龍原寺三重塔の設計を行う。